

宮城県民間非営利活動促進基本計画（第 6 次）の策定について

1 第 6 次計画策定の位置づけ

宮城県民間非営利活動促進基本計画（以下「基本計画」という。）は、民間非営利活動の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「宮城県の民間非営利活動を促進するための条例」第 9 条に基づき、平成 12 年 10 月に策定された。その後、5 年を目途として見直すこととされており、現行の基本計画（第 5 次）が、令和 7 年度が最終年度となることから、次期計画の策定方針を検討するもの。

2 計画の骨子（案）

（1）計画期間

計画	第 1 次	第 2 次	第 3 次	第 4 次	第 5 次	第 6 次
期間	H12.10～ H17.8	H17.9～ H22.9	H22.10～ H28.3	H28.4～ R3.3	R3.4～ R8.3	R8.4～ R13.3

（2）策定の趣旨

人口減少やデジタル化の進展といった社会環境の変化のほか、令和 5 年度 N P O 活動・実態意向調査等の結果に基づく現状と課題や、宮城県民会館・みやぎ N P O プラザ複合施設の整備といった県内 N P O を取り巻く状況を踏まえ、本県の N P O 活動の健全な発展を促進するための基本理念と施策の基本的な事項等を定め、その施策を総合的に推進することで、県民生活の向上と活力ある地域社会の実現に寄与することを目指して、計画の見直しを行うもの。

（3）基本理念

現行の基本計画で掲げた「N P O と多様な主体が相互の信頼をはぐくみ、連携・協働することにより、しなやかで強い持続可能な社会を実現する」という理念を基として、宮城県民間非営利活動促進委員会にて審議を行い、次期の基本計画（第 6 次）に反映させる。

（4）施策体系

策定毎に計画の基本方針等を見直しており、次期計画も改めて条例や社会情勢等と照らし合わせ、必要に応じて体系の見直しを図るものとする。

項 目	第 1 次	第 2 次	第 3 次	第 4 次	第 5 次	第 6 次
基本方針	3	2	2	2	3	今後検討
施策の柱	4	4	4	4	3	

3 次期計画策定に向けたスケジュール

時期	計画	委員会	県議会	備考
令和7年 1月24日	諮問	令和6年度 第2回促進委員会		
2月				市町村・庁内 NPO施策実施 状況調査
5月	骨子案	令和7年度 第1回促進委員会		
7月	素案	第2回促進委員会		
10月	中間案	第3回促進委員会		
12月			常任委員会報告	パブリックコメ ント
			常任委員会 集中審議（予定）	
令和8年 1月	最終案	第4回促進委員会		
	答申			
2月	議会提案		令和8年2月 定例会	庁内連絡調整会 議
3月	議決・策定			

4 参考

<前回の基本計画の見直しの視点>

- 1 東日本大震災からの復興支援と今後の災害等への対応
- 2 みやぎNPOプラザの機能の再検討
- 3 市町村との連携
- 4 NPOへの理解・協働の促進
- 5 SDGsとの関連付け
- 6 新型コロナウイルス感染症の影響と今後の対応